

お知らせ

報告書の様式の改訂について

令和3年1月1日から、上訴された原審の記録に丁数を付す裁判所の事務処理が廃止され、裁判所からは原審の記録の重量を指名通知依頼書に記載するなどの方法で情報提供されることとなります。

また、控訴審等の基礎報酬については、「国選弁護及び国選付添における原審の記録に丁数の記載がないときの疎明資料等に関する細則」に規定された重量区分に対応する丁数区分に従った請求が可能となります。

これに伴い、報告書の様式の該当欄を次のとおり改訂する予定ですので、お知らせいたします。なお、重量による請求の場合、原審の記録の重量にかかる疎明資料の添付は不要です。

現行

| | |
|--------|---|
| 原審記録丁数 | <input type="checkbox"/> 1000丁以下 <input type="checkbox"/> 1001~5000丁 <input type="checkbox"/> 5001~10000丁 <input type="checkbox"/> 10001丁以上 |
|--------|---|

※原審記録に付する丁数は別紙に記載
※原審記録に付する丁数は別紙に記載した書面を提出した場合を念のため(検察官地裁案件に同じ)

➡ 現行の報告書（【控訴】【上告】【抗告審・再抗告審】）は原審記録の丁数をチェックする方式でしたが、



改訂後

| | |
|-----------------------------|---|
| 原審記録 (右記①、②の いずれかを選択) | ① <input type="checkbox"/> 重量 → <input type="checkbox"/> 4.5kg未満 <input type="checkbox"/> 4.5kg~22.5kg未満 <input type="checkbox"/> 22.5kg以上~45kg未満 <input type="checkbox"/> 45kg以上 |
| | ② <input type="checkbox"/> 丁数 ()丁 → <input type="checkbox"/> 領収証等の通り(別添) <input type="checkbox"/> 別紙【原審の記録の丁数に関する確認結果報告書】の通り |

※原審記録に付する丁数は別紙に記載した書面を提出した場合を念のため(検察官地裁案件に同じ)

➡ 細則施行後は、原審記録の重量区分や枚数を報告する形式になります。

契約弁護士の皆さまにおかれましては、なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

以上